

組織再編で電話番号が変更になっているよ



◆ 新電話番号 ◆

- 南あわじ市役所(代表) ☎43-5001(総務課)
- 【議会】 議会事務局 ☎43-5005
- 【危機管理部】 危機管理課 ☎43-5203
- 【企画部】 秘書課 ☎43-5204
- ふるさと創生課 ☎43-5205
- うずしお世界遺産推進課 ☎43-5207
- 情報課 ☎43-5206
- ケーブルテレビ ☎43-2345
- 【総務部】 総務課 ☎43-5001
- 財政課 ☎43-5209
- 管財課 ☎43-5210
- 【市民部】 市民課 ☎43-5212
- 税務課 ☎43-5213
- 環境課 ☎43-5214
- 【福祉部】 福祉課 ☎43-5216
- 子育て支援課 ☎43-5219
- 長寿福祉課 ☎43-5217
- 地域包括支援センター ☎43-5237
- 健康課 ☎43-5218
- 【農商部】 商工観光課 ☎43-5221
- 消費生活センター ☎43-5099
- 農林水産課 ☎43-5223
- 食の拠点推進課 ☎43-5224
- 農地整備課 ☎43-5225
- 【建設部】 建設課 ☎43-5226
- 都市計画課 ☎43-5227
- 下水道課 ☎43-5228
- 【会計】 会計課 ☎43-5229
- 【教育委員会】 教育総務課 ☎43-5230
- 学校教育課 ☎43-5231
- 社会教育課 ☎43-5232
- 体育青少年課 ☎43-5234
- 青少年育成センター ☎43-5238
- 【各委員会事務局】 選挙管理委員会事務局 ☎43-5004
- 監査委員事務局・固定資産評価審査委員会事務局 ☎43-5235
- 農業委員会事務局 ☎43-5236

障害のある人に軽自動車税を減免!

身体に障害のある人のために使用する軽自動車等で一定の要件を満たせば、申請により、軽自動車税の減免を受けることができます。

※減免することができる自動車は、対象者1人につき1台であるため、普通車の減免を受けている場合は対象となりません。ご注意ください。

※普通自動車の減免申請をされる人は、洲本県税事務所(☎26・2032)へお問い合わせください

▼新規で減免申請する人申請に必要なもの

- 1 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 2 印鑑(認印)
- 3 車検証
- 4 運転者の運転免許証

提出先 税務課(本館1階)
提出期限 6月1日(月)

▼昨年度に減免を受けていた人

申請内容に変更がなければ郵送している「継続用申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、返送または税務課窓口へ提出してください。

※昨年度と異なる場合は、新規の手続きが必要でず

税務課 ☎43・5213

普通自動車の減免を受けている人は対象外です。
減免は1人につき1台です。



新婚世帯への家賃補助制度について

南あわじ市では若者の市内への定住及び民間賃貸住宅の活用を図ることを目的に、新婚世帯へ月額上限1万円(最長3年)の家賃補助を実施しています。

補助金交付の要件

- 1 婚姻届出日より4年以内の申請であること。
- 2 夫婦の合計年齢が申請時点で満80歳未満であること。
- 3 婚姻届出日の前1年以内、後4年以内に市内の民間賃貸住宅と賃貸契約を結んでいること。
- 4 当該住宅が申請者の1親等の親族(両親)の所有でないこと。
- 5 当該の住所で住民票に記載されていること。(新婚世帯及び同居者)
- 6 市税を滞納していないこと。(新婚世帯及び同居者と)
- 7 家賃(共益費・駐車場使用料等を除く)が月3万円以上であること。
- 8 家賃を滞納していないこと(後日請求書提出時に確認)
- 9 新婚世帯の前年の年間総収入が600万円

下または総所得金額が426万円以下であること。

※所得のある者が2人以上いるときは、主たる収入者の収入(所得)に他の収入者の収入(所得)の2分の1を加えた額を総収入(所得)金額とみなす

補助金交付期間

交付期間は、認定の日の属する月から補助金交付事由が消滅した日の属する月の前月までとし、最長36か月間とする。ただし、婚姻届出日の属する月から数えて48か月を超える分については交付しない。

☎43・5205



淡路島内企業の「合同就職説明会」が開催されます!

淡路島内企業の金融・ホテル・製造・建設・卸売・サービスなど、幅広い業種から魅力いっぱい約25社(予定)が参加する「合同就職説明会」を開催します。

淡路島へのU・Iターンを希望される学生の皆さんを、輝く企業がお待ちしています。

対象 平成28年3月卒業予定の大学・短大・高専・専修学校生と既卒3年以内の人

※島外出身の学生の人も大歓迎でお待ちしています

参加費 無料

日時 6月28日(日) 午後1時~4時
(受付:午後0時30分~3時30分まで)

場所 神戸クリスタルタワー1階「クリスタルホール」(JR神戸駅南口より徒歩3分)

洲本商工会議所 ☎22・2571

※参加企業一覧は左の二次元コードから読み取ってください



戦没者等の遺族の皆様へ 第十回特別弔慰金が支給されます。

戦後70周年に当たり、国が戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

対象の人は請求期限までに手続きをお願いします。

対象者 遺族が軍人軍属としての在職期間中、または準軍属としての公務上の傷病、または勤務に関連した傷病が原因で死亡している場合、次の1及び2に該当する人のうち、最先順位者1人が特別弔慰金の支給対象となります。

- 1 平成27年4月1日において、恩給法による公務扶助料や援護法による遺族年金等の受給者が、1人もいない。
- 2 平成27年4月1日までに援護法による弔慰金受給権を取得している。

但し、受給権者が死亡の場合、戦没者等と1年

以上生計関係を有した三親等内親族である。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(毎年5万円を償還)

請求期限 平成30年4月2日まで

請求窓口 福祉課窓口…本館1階の「7福祉・子育て支援」窓口

持参するもの 印鑑、申請者身元確認書類(健康保険証、介護保険証など)等

提出書類

- 1 特別弔慰金請求書
- 2 遺族の現況等の申立書
- 3 印鑑等届出書
- 4 請求同意書(同順位者がいる場合)
- 5 請求者の戸籍抄本等
- 6 その他必要な書類

※1から4の書類は請求窓口へ備付けています。5は、市民課「2証明書発行」窓口で請求してください

福祉課 ☎43・5216

~ 新しい夢の『はじまり』を創るために ~

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください!!

お気軽にご相談を...
※お見積もりは無料です

松井開発運輸株式会社

検索
南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078

自動車税の納期限は6月1日(月)です。お忘れなく!

洲本県税事務所 ☎26・2032

帳簿の縦覧について

27年度 固定資産税

縦覧の期間 6月1日(月) まで

※土日祝日除く

◆対象帳簿

- 1 土地価格等縦覧帳簿
- 2 家屋価格等縦覧帳簿

◆縦覧できる人 土地・家屋の納税義務者

税務課 ☎43・5213